日時・場所	令和4年12月26日(月)9時00分~ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、
	川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、
	布施健康福祉部政策監、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、
	事務局

# 1. 開会

### 【市長挨拶】

○先週22日(木)の本会議最終日に、補正予算7件、条例制定・改廃10件、その他1件の計18件をお認めいただいた。これに合わせて、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の付則において示されていた施行日について、同日付けで施行規則を制定し、本条例を施行した。今後、1日も早く整備ができるよう皆さんの協力を願う。

## 2. 議題

#### 【審議事項】

- ①野洲市企業版ふるさと納税基金条例 について
  - まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、野洲市企業版ふるさと 納税基金条例を制定する。
- →目標金額は。
  - →具体的な金額は定めていないが、できる限り寄附いただけるよう努めていく。
- →この制度を利用して企業が本市に寄附するメリットはあるのか。
  - →本市に限ったことではないが、法人関係税が最大で9割控除されるほか、企業のイメージアップやCSRの一環として地域貢献等があげられる。
- →全国の寄附事例を参考に、ルールの範囲内で企業が本市へ寄附したいと思うようなスキームを検 討いただきたい。(副市長)

#### ②野洲市立幼保連携型認定こども園条例について

野洲市内公立こども園は、幼稚園と保育所を総称してこども園としているが、国が位置づけしている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に掲げられている幼保連携型認定こども園に移行するため、同法律第12条に基づき条例を定める。

- →幼保連携型認定こども園へ移行後は、所管する省庁はどこになるのか。
  - →現在は内閣府である。来年度からは新たに設置されるこども家庭庁が所管になる。
- →市の方針として、将来的にはすべて幼保連携型認定こども園にするのか。
  - →現時点ではそこまで決まっていない。単独の幼稚園では比較的長時間の預かり保育を実施していることから、令和6年度に策定予定の「第3期 野洲市子ども・子育て支援事業計画」策定の際に、幼稚園型認定こども園等も検討する必要があると考えている。

③野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について野洲市立幼保連携型認定こども園条例を施行することに伴い、関係する条例を改正する。

### ④野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

本市文化財の総合的な保存活用を推進するため、野洲市文化財保存活用地域計画の策定準備を進めるにあたり、学識経験者・市内文化財関係者・学校教育関係者等による野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会を新規に設置するため、所要の改正を行う。

- →文化財保存活用地域計画について、県内の策定状況は。
  - →県内13市のうち、本市を含め3市が策定していない。

# 3. 次回部長会議の予定

1月10日(火)9時00分~ 庁議室

# 4. 閉会